

奨学金貸与規定

医療法人 曙会

奨学金貸与規定

(目的)

第1条 この規定は、医療法人曙会（以下「曙会」という）が、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、放射線技師、介護福祉士の専門職員を養成するため、各種学校（以下「学校」という）に在学する学生に対して修学に必要な資金（以下「奨学金」という）を貸与することによってその学生の修学を容易にし、かつ曙会の専門職員の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 奨学金は所定の学校に在学する学生で卒業後専門職として曙会の業務に従事する者に対して貸与する。

(貸与額及び貸与期間)

第3条 奨学金の貸与金額は、入学金、授業料及びその他とし貸与期間は学校卒業月までとする。なお、貸与金額の限度額については、専門学校（3年、4年卒含む）250万円、大学4年卒350万円、大学6年卒（薬剤師のみ）500万円とする。

(貸与方法及び利子)

第4条 奨学金は第1条による者との契約により無利子で貸与する。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、曙会に貸与申請書を提出して承認を受けなければならない。

(保証人)

第6条 奨学金の貸与を希望する者は保証人をたてなければならない。
保証人は奨学金の貸与を受ける者と連帯してその債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第7条 曙会は奨学金の貸与申請があったときは、その貸与の可否をすみやかに決定し、当該申請者に通知しなければならない。

(貸与の取消及び停止)

第8条 曙会は奨学金の貸与をうけている者が次の各号の1に該当するに至ったときは、奨学金の貸与を取消すものとする。

1. 死亡したとき
 2. 退学したとき
 3. 学業成績が著しく不良で回復の見込がないとき
 4. その他奨学金貸与の目的を達成する見込がなくなったとき
- また次の各号の1に該当するときは、その期間奨学金の貸与を停止する。

1. 休学したときはその期間
2. 停学の処分を受けたときはその期間

(債務返済の免除)

第9条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは債務の返済を免除する。

1. 学校を卒業し、免許取得後、曙会の専門職として従事したとき1年毎に4年間で均等免除とする。
尚、薬剤師については6年間で均等免除とする。
2. 曙会の業務従事期間中に業務上の事由による死亡または、傷害により業務に従事することができなくなったとき。

(返還)

第10条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当するときは、その理由が生じた月の翌月末日までに貸与を受けた金額または債務の残額を一括して曙会へ返還しなければならない。

1. 第8条の規定により奨学金の貸与の取消しを受けたとき。
2. 学校を卒業後、一年以内に専門職の免許、資格を取得できなかったとき。
3. 専門職の免許取得後、曙会において業務に従事しなかったとき、または、薬剤師については従事後6年以内及び、その他の職種は従事後4年以内で退職したとき。
4. 業務に従事し途中で死亡したとき。
但し中途死亡時に限り、その就業期間に応じ返還金額を按分免除する。

(債務返済の履行猶予)

第11条 奨学金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由により第

10条による一括返済が困難であると曙会が認めたときは、その理由が発生した日より1年を限度として債務返済の期限を猶予することがある。

(債務返済の裁量)

- 第12条 曙会は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸与した奨学金の全部若しくは一部の返済を免除することができる。
1. 曙会において、管理者の定める相当期間を業務に従事したとき。
 2. 死亡その他やむを得ない理由により貸与を受けた奨学金の返済が著しく困難であると認められるとき。

(延滞利子)

- 第13条 奨学金を受けた者が正当な理由なくその返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、その遅延した期間当該返還すべき額100円につき1日4銭の割合で計算した延滞利子を支払わねばならない。

(委任)

- 第14条 この規定の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

(その他)

- 第15条 この規定に定めのない事項については民法の規定に従い処理するものとする。

(付則)

この規定は平成 3年 3月 1日より施行する。

平成10年10月13日一部改訂

平成18年 5月 1日一部改訂

平成26年12月 1日一部改訂

平成27年10月 1日一部改訂

平成28年 8月 1日一部改訂

医療法人 曙会

理事長 山本 好信